

令和6年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧表(管内別・類型別) 1)

さいたま家庭裁判所

裁判所	本人の住所 2)	法定後見				任意後見
		法定後見合計	後見	保佐	補助	
さいたま家裁（管内含む）合計		10,658	8,400	1,819	439	134
(うち親族)4)		3,369	2,932	336	101	0
本庁	本庁合計	4,271	3,328	755	188	64
	(うち親族)	1,269	1,096	136	37	
	さいたま市	1,635	1,270	283	82	35
	(うち親族)	471	401	53	17	
	蕨市	86	71	11	4	0
	(うち親族)	23	20	3	0	
	戸田市	144	88	51	5	2
	(うち親族)	31	27	1	3	
	志木市	98	79	14	5	1
	(うち親族)	22	21	0	1	
	和光市	182	142	29	11	3
	(うち親族)	34	32	2	0	
	新座市	229	177	42	10	2
	(うち親族)	78	66	10	2	
	川口市	806	592	171	43	12
	(うち親族)	213	180	26	7	
	鴻巣市	134	103	27	4	1
	(うち親族)	52	44	7	1	
	上尾市	221	192	21	8	2
	(うち親族)	76	68	6	2	
	北本市	60	57	3	0	1
	(うち親族)	25	22	3	0	
	蓮田市	68	54	11	3	1
	(うち親族)	29	21	6	2	
	朝霞市	154	128	23	3	1
	(うち親族)	51	45	5	1	
	桶川市	59	52	7	0	0
	(うち親族)	16	15	1	0	
	北足立郡伊奈町	22	20	1	1	0
	(うち親族)	13	12	1	0	
	その他 3)	373	303	61	9	3
	(うち親族)	135	122	12	1	

1) 令和6年12月末日時点でさいたま家庭裁判所本庁で後見等が開始している又は任意後見監督人(未成年後見除く。)が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、本人は既に死亡しているが後見人等の清算業務が終了していないため、家庭裁判所において管理を係属している人数も含まれている。

2) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所(施設、病院を含む)を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

3) 本人の住所地が管轄外である場合は「その他」に計上している。このため、「その他」には埼玉県外の住所地である場合のほか、埼玉県内の他庁が管轄する住所地である場合も含む。

4) (うち親族)には、親族後見人が単独又は複数で選任されている事件のほか、併せて専門職後見人又は監督人も選任されている事件等も含む。